

国府地域包括支援センター 虐待防止のための指針

令和8年3月
社会福祉法人創和会

はじめに

令和3年度介護報酬改定において、高齢者虐待防止に対する取組をより推進するため、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）が改正され、地域包括支援センターについて、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務付けられました。

本指針は、介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準について（令和3年3月19日老認発0319第2号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）を踏まえ、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、社会福祉法人創和会が設置する地域包括支援センター（以下「当事業所」という。）が整備する虐待の発生又はその再発を防止するための基本的な考え方及び取組の方向性を示すものです。

1 虐待の防止に関する基本的考え方

当事業所は、高齢者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳を保持し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに、高齢者虐待の早期発見、虐待等への迅速かつ適切な対応に努めます。

2 高齢者虐待対応の基本的な視点

(1) 高齢者自身の意思の尊重、意思決定への支援

高齢者が安心して自由な意思表示ができるよう、高齢者自身の意思を尊重した支援に努めます。高齢者の生命に関わる場合など緊急性が高い事案については高齢者の安全確保を優先します。

(2) 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ

虐待を未然に防止するため、家庭内における権利意識の啓発、認知症等に対する正しい理解や介護の知識の周知、介護保険制度等の利用促進等による養護者の負担軽減に努めます。また、近隣との付き合いがなく孤立している高齢者のいる世帯などに対し、関係者による働きかけを通じてリスク要因を低減させるなど、高齢者虐待を未然に防ぐための積極的な取組を行います。

(3) 虐待の早期発見・早期対応

高齢者虐待が深刻化する前に発見し、高齢者や養護者、家族に対する支援が開始できるよう、民生委員や自治会等の地域組織との協力連携、地域住民への高齢者虐待に関する普及啓発、保健医療福祉関係機関等との連携体制を構築し、仮に虐待が起きても早期に発見し、対応できる仕組みを整えます。

(4) 高齢者とともに養護者を支援する

虐待の解消と高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けて、養護者への適切な支援に努めます。家庭内における高齢者虐待は、様々な要因により引き起こされ、養護者が障がいや疾患、介護負担や生活上の課題を抱えており、それが虐待の要因になっている場合があります、それらの要因を1つ1つ分析し、養護者に対して適切な支援を行います。

(5) 関係機関の連携・協力によるチーム対応

虐待の発生予防から通報等による事実確認、高齢者の生活の安定に向けた支援にいたる各段階において、栃木中央地域包括支援センター（基幹型センター）その他複数の関係者（介護保険、高齢者福祉、障がい福祉、医療、生活保護に関する栃木市の担当部局等）と連携を取りながら、チームとして対応します。

3 虐待の定義

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(2) 介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

4 高齢者虐待の捉え方

高齢者虐待防止法に規定する高齢者虐待かどうか判別しがたい場合であっても、高齢者の権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれているような事態が予測されるなど支援が必要な場合には、高齢者虐待防止法の取扱いに準じて対応します。具体的には、次のような事項を指します。

- (1) 養護、被養護の関係にない65歳以上の高齢者への虐待
- (2) 40歳以上65歳未満の者（介護保険第2号被保険者）への虐待
- (3) セルフネグレクト

5 虐待防止等対策委員会その他事業所内の組織に関する事項

当事業所における虐待等の発生防止・早期発見、虐待等が発生した場合にその再発を確実に防止する対策を検討するため、栃木市地域包括支援センター虐待防止等対策委員会（虐待防止）実施要領に基づく栃木市地域包括支援センター虐待防止等対策委員会（以下「委員会」という。）に参加します。

6 虐待の防止のための担当職員研修体制

- (1) 虐待の防止のための担当職員研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものとし、虐待等への対応能

力の向上を図ります。具体的には、次のプログラムにより実施します。

- ア 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
- イ 高齢者権利擁護事業、成年後見制度の理解
- ウ 虐待等の種類と発生リスクの事前理解
- エ 早期発見、事実確認と報告等の手順
- オ 発生した場合の改善策

(2) 研修は年1回以上開催します。また、初任者研修又は認知症研修の内容には必ず虐待の防止のための研修項目を組み込みます。

(3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

7 虐待等が発生した場合の対応方法

サービス提供中に、担当職員又は養護者（高齢者を現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと疑われる事案を発見した場合には、速やかに高齢者虐待防止法、「養護者による高齢者虐待対応の手引き（中央法規出版発行）」及び栃木市の定める養護者による高齢者虐待対応の手順に沿って対応します。

8 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

担当職員が利用者への虐待等を把握、発見した場合は、管理者に相談・報告します。虐待が管理者による場合は、まろにえ四季の里施設長（以下「施設長」という。）及び栃木市保健福祉部地域包括ケア推進課長（栃木市地域包括支援センター所長）（以下「所長」という。）に報告・相談します。

9 成年後見制度の利用支援

成年後見制度の利用の相談があった場合、又はその必要性があると判断した場合には、利用者又はその家族に対して、成年後見制度について説明し、その状況に応じて、栃木市成年後見サポートセンターを案内するほか、市長申立等の適切な支援を行います。

10 虐待等に係る苦情解決方法

虐待等の苦情相談については、担当職員は、寄せられた相談について管理者に報告します。管理者が虐待等を行った者である場合には、施設長及び所長に報告・相談します。

窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取扱いに留意し、当該相談者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。

虐待等の苦情相談への対応については、前述「7 虐待等が発生した場合の対応方法」により解決を図るものとし、その結果を相談者に報告します。

11 利用者等に対する本指針の閲覧に関する事項

本指針は、求めに応じいつでも閲覧できるように文書の掲示、及びホームページ上で公表します。

12 その他虐待の防止の推進のために必要な事項

虐待の防止の推進のため、関係機関により行われる虐待防止に関する研修会等を積極的に活用し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上につながるよう担当職員の修養に努めます。

また、本指針は栃木市地域包括支援センター虐待防止等対策委員会の検討結果等を踏まえ、適宜見直します。